

働く環境の改善に興味がある皆さま必見！

さが林業働く環境 サポート補助金

佐賀県

林業
を応援！



移動式トイレや更衣室の導入、休憩室の設置、外国人を受け入れるための社員寮の改修など、林業の働く環境の改善の取り組みに必要な経費の一部を支援します！

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

申請受付期間 令和8年5月7日(木)～6月10日(水)

※受付期間内必着

補助金概要

対象 県内林業事業者等 補助金額 20万円（下限）
補助率 3分の2以内 ～500万円（上限）

要件

事業実施年までに常時使用する従業員が2名以上ある者かつ以下の①から③のいずれかに該当する者

または④に該当する者。

以下のいずれかに該当する者

①令和7年1月～申請時の前月までの連続する3ヶ月又は1年間の合計売上高が令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3ヶ月又は1年間の合計売上高と比較して10%以上減少していること

②令和7年1月～申請時の前月までの連続する3ヶ月又は1年間の合計粗利益額が令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3ヶ月又は1年間の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること

※粗利益額は、売上高から売上原価（製造原価）を減じた金額

③令和7年1月～申請時の前月までの連続する3ヶ月又は1年間の合計生産原価が令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3ヶ月又は1年間の合計生産原価と比較して4%以上増加していること

※生産原価は、林産物の生産から出荷までにかかった費用の金額

④申請時に開業1年3ヶ月未満であり、直近の連続する3カ月の実績と過去の連続する3カ月の実績の比較が難しい事業者については、申請時までに2名以上の雇用の実態があること。

◆補助金活用例



作業場への
空調の設置



洋式トイレへの改修



社員寮の改修



簡易トイレの導入

◆お問い合わせ先及び申請書提出先◆（事業の実施者）

佐賀県森林組合連合会

〒840-0027 佐賀県佐賀市本庄町本庄278-4 ☎ 0952-23-4191

佐賀県森林組合連合会
<https://saga-moriren.org/>



© 2026 Saga Prefecture.

補助対象となる経費

経費区分	内容
資材費	専ら本補助事業(多様な人材確保のための環境整備)のために使用される資材の購入に要する経費 (例)防護服、防護ズボン、フェイスガード・イヤーマフ付ヘルメット、空調服、電熱服 等
備品費	専ら本補助事業(多様な人材確保のための環境整備)のために使用される備品の購入に要する経費及び据付け経費 (例)クーラーテント、スポットエアコン、移動式トイレ(更衣室)、製氷機、高性能通信機器 等
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
外注費(工事費)	上記に該当しない経費であって、建築(改修)工事や機械改良工事等事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費 【工事請負契約書等を締結した上で実施される工事】
借料	事業遂行に必要な機械・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
その他	上記に掲げるもののほか、佐賀県森林組合連合会代表理事会長が事業実施のために、特に、必要と認める経費

取り組み事例

- ・暑熱、酷寒対策のための休憩室、作業場等の整備、エアコン、スポットクーラーの導入
- ・屋外作業のための移動式トイレの導入
- ・女性従業員専用施設(トイレ、更衣室、休憩室等)の整備
- ・身体的負担軽減のための従業員用トイレの改修
- ・社員寮や外国人宿舍とするための空き家の改修
- ・外国人宿舍等のWi-Fi 整備 等

補助対象とならない経費

- ・事務所等に係る家賃等経費及び電話やインターネット利用料金等の通信費等
- ・旅費、商品券等の金券等
- ・販売する商品の原材料費及び消耗品代等
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・不動産・株式の購入費
- ・収入印紙、公租公課(消費税、自動車税等)、各種保険料及び手数料等
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・事務用のパソコン、プリンタ等の汎用性があり、目的外使用になり得るもの
- ・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(3者以上の中古流通事業者から型式や年式が記載された見積合わせを行っている場合は除く。)
- ・事業に係る自社の人件費(雑役務費を除く)
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費